

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 告示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を定める件 三
- 土地改良事業計画を変更することとを適当と決定した件 三
- 土地改良法により換地処分をした件 三
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 三
- 保安林の指定を解除する件 三
- 道路の区域を変更する件三件 三
- 道路の供用を開始する件 三
- 道路の路線の認定の公示内容を変更する件八件 三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 三

### 公告

- 地方税法により特約業者の指定を取り消した件 五
- 指定居宅サービス事業者を指定した件 五
- 指定居宅介護支援事業者を指定した件 五
- 指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件 五

○指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件	五	○指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	五
○指定居宅サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	五	○指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	五
○指定居宅介護予防サービス事業者を指定した件	三	○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件	三
○指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	三	○指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	三
○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	三	○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	三
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	三	○土地改良法の規定により、平成二十一年一月二十六日日本郷南地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。	三
○一般競争入札を行う件	三		

### 正誤

○平成二十一年一月十三日付け定例  
第二千四十六号中

## 告示

### 福島県告示第四十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十一年一月十七日救急病院として認定した。

平成二十一年一月三十日

名称 所在地 福島県知事 佐藤雄平  
認定有効期限

福島県立大野病院 双葉郡大熊町大字下野上字大野九八―一 平成二十四年一月一九日

(医療看護課)

### 福島県告示第四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、安積疏水土地改良区が安積疏水地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

### 二 縦覧の期間

平成二十一年二月二日から

月二十三日まで (二十二日間)

### 三 縦覧の場所

郡山市役所、須賀川市役所、本宮市役所、耶麻郡猪苗代町役場及び安達郡大玉村役場 (農村計画課)

### 福島県告示第四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十一年一月二十六日日本郷南地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

(農地管理課)

福島県告示第四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、白沢地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十年六月十二日完了したので公告する。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村計画課）

福島県告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
大沼郡会津美里町字瀬戸甲三三〇八の九
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

（治山対策課）

福島県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十一年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道福島 空港西線	石川郡玉川村大字岩法 寺字宮ノ前一〇番一 地先から 同 郡同 村大字岩法 寺字宮ノ前一一番五 地先まで	変更前	一四・〇	一一九・〇
		変更後	三・八・五	一一九・〇

（道路計画課）

福島県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道大平 喜多方線	喜多方市熱塩加納町米 岡字打越二〇七三番地 先から 同 市熱塩加納町米 岡字打越丁二〇七一番 地先まで	変更前	四・一	一八〇・〇
		変更後	一七・三	一八〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 若松裏磐 梯線	耶麻郡北塩原村大字松 原字芋畑沢一〇三四番 一九地先から 同 郡同 村大字松 原字芋畑沢一〇三四番 一地先まで	変更前	一七・五	一四〇・〇
		変更後	三・六・〇	一四〇・〇

福島県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年一月三十日  
福島県知事 佐藤 雄 平

(道路計画課)

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道大平喜多方線	喜多方市熱塩加納町米岡字打越二〇七三番地先から 同 市熱塩加納町米岡字打越丁二〇七一番地先まで	平成二十一年一月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第五十四号

県道の路線を認定する件（昭和三十四年福島県告示第七百十七号）の公示内容を次のように変更する。  
平成二十一年一月三十日  
福島県知事 佐藤 雄 平

福島県知事 佐藤 雄 平

整理番号	路線名	変更後		変更前	
		起点	終点	起点	終点
五二	県道本宮三春線	本宮市	田村郡三春町	安達郡本宮町	安達郡白沢村
五八	県道本宮常葉線	本宮市	田村市常葉町	安達郡本宮町	安達郡白沢村
一一四	県道石筵	郡山市熱海町	安達郡大玉村	郡山市熱海町	安達郡大玉村

一六九	本宮線	本宮市	石筵	安達郡本宮町	石筵
一九八	本宮停車場	須賀川二本松線交点（本宮市）	須賀川二本松線交点（本宮市）	本宮停車場	本宮停車場
三〇四	飯野線	二本松市木幡	二本松市木幡	伊達郡飯野町	二本松市木幡
三〇七	県道大沢広表線	福島市大沢	福島市大沢	伊達郡飯野町	福島市大沢
三七一	県道高隣田島線	南会津郡下郷町高隣	南会津郡下郷町高隣	伊達郡飯野町	南会津郡下郷町高隣
三七二	県道向山停車場線	南会津郡南会津町長野字向山	南会津郡南会津町長野字向山	同 郡南会津町	同 郡田島町

福島県告示第五十五号

県道の路線を認定する件（昭和三十六年福島県告示第五百七十二号）の公示内容を次のように変更する。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

三八〇	県道本宮 土湯温泉 線	整理 番号		路線名		変 更	後	変 更	前
		起 点	終 点	起 点	終 点				
	本宮市	本宮市							
	福島市土湯温 泉町	福島市土湯温 泉町							

(道路計画課)

福島県告示第五十六号

県道の路線を認定する件（昭和四十五年福島県告示第千八百八十五号）の公示内容を次のように変更する。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

三二二	県道荒井 郡山線	整理 番号		路線名		変 更	後	変 更	前
		起 点	終 点	起 点	終 点				
	本宮市荒井	本宮市荒井							
	郡山市	郡山市							

(道路計画課)

福島県告示第五十七号

県道の路線を認定する件（昭和四十七年福島県告示第四百十四号）の公示内容を次のように変更する。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

四〇五	県道岩根 日和田線	整理 番号		路線名		変 更	後	変 更	前
		起 点	終 点	起 点	終 点				
	本宮市岩根	本宮市岩根							
	郡山市日和田	郡山市日和田							

(道路計画課)

福島県告示第五十八号

県道の路線を認定する件（昭和五十一年福島県告示第千四百六十九号）の公示内容を次のように変更する。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

四五	県道川俣 安達線	整理 番号		路線名		変 更	後	変 更	前
		起 点	終 点	起 点	終 点				
	伊達郡川俣町	伊達郡川俣町							
	二本松市	二本松市							

三七六  
川俣線

伊達郡月舘町

福島県告示第五十九号

県道の路線を認定する件（昭和五十八年福島県告示第三十号）の公示内容を次のように変更する。

平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

伊達郡川俣町
伊達郡川俣町
(道路計画課)

整理番号	路線名	変更後		変更前	
		起点	終点	起点	終点
一〇五	県道霊山松川線	伊達市霊山町	伊達市霊山町	伊達市松川町	伊達郡川俣町
三三二	県道福島飯野線	福島市	福島市	福島市	伊達郡飯野町
八					
(道路計画課)					

福島県告示第六十号

県道の路線を認定する件（平成六年福島県告示第二百六十四号）の公示内容を次のように変更する。

平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

整理番号	路線名	変更後		変更前	
		起点	終点	起点	終点
四〇	県道飯野	福島市飯野町	福島市飯野町	田村郡三春町	田村郡三春町
(道路計画課)					

福島県告示第六十一号

県道の路線を認定する件（昭和三十四年福島県告示第七百十七号）の公示内容を次のように変更する。

平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

三春石川線	石川郡石川町	郡山市
七三 県道二本松金屋線	二本松市 郡山市田村町 金屋	郡山市 石川郡石川町 安達郡本宮町

(道路計画課)

整理番号	路線名	変更後		変更前	
		起点	終点	起点	終点
三四一	県道湯野上会津高田線	南会津郡下郷町湯野上	南会津郡下郷町湯野上	大沼郡会津美里町	大沼郡会津美里町
四四	県道矢吹堀込線	西白河郡矢吹町	西白河郡矢吹町	須賀川市	須賀川市
(道路計画課)					

福島県告示第六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

















尾登沢	鳥屋沢	軽沢	戸裏沢	安座沢	下安座沢	呼賀沢	支 バケモノ沢右	支 バケモノ沢左	白坂沢2号	白坂沢	三坂丙	上江
同上 郡同 町登世島字上ノ原	同上 郡同 町大字東松字軽沢	同上 郡同 町大字東松字軽沢	同上 郡同 町大字野沢字惣七	同上 郡同 町大字野沢字惣七	同上 郡同 町大字野沢字長三 郎家の上丙	同上 郡同 町新郷大字笹川字 石田前	同上 郡同 町新郷大字笹川字 笹川平	同上 郡同 町新郷大字笹川字 笹川平	同上 郡同 町宝坂大字宝坂字 白坂甲	同上 郡同 町宝坂大字宝坂字 白坂甲	同上 郡同 町大字野沢字三坂 丙	同上 郡同 町新郷大字笹川字 上江
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

菅仁沢	明ヶ沢	マガ沢	熱塩沢	湯上沢	月夜沢	坊平沢	宇津野沢	鹿熊沢	宇津野	中志田	栗生沢	熱塩2号	熱塩	茗荷沢
同上 市熱塩加納町熱塩字田仲	同上 市熱塩加納町熱塩字古内	同上 市熱塩加納町熱塩字中志	同上 市熱塩加納町熱塩字間々	同上 市熱塩加納町字熱塩	同上 市熱塩加納町相田字村北	同上 市熱塩加納町山田字栗生	同上 市熱塩加納町山田字宇津	同上 市熱塩加納町山田字宇津	同上 市熱塩加納町山田字宇津	同上 市熱塩加納町熱塩字中志	同上 市熱塩加納町山田字栗生	同上 市熱塩加納町熱塩字熱塩	喜多方市熱塩加納町熱塩字熱塩	同上 町登世島字茗荷沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流













栗生沢	熱塩2号	熱塩	軽沢	白坂沢	三坂丙	上江	惣七前	小山田沢上流	小山田沢2号	オハカノ沢	殿沢	山田沢2号	山田沢
同	同	喜多方市熱塩加納町熱塩字熱塩	同 郡同	同 郡同	同 郡同	同 郡同	前	同 郡同	同 郡同	同 郡同	同 郡同	同 郡同	同 郡同
同	同	市熱塩加納町熱塩字熱塩	同 郡同	同 郡同	同 郡同	同 郡同	前	同 郡同	同 郡同	同 郡同	同 郡同	同 郡同	同 郡同
市熱塩加納町山田字栗生	市熱塩加納町熱塩字熱塩	市熱塩加納町熱塩字熱塩	町大字東松字軽沢	町宝坂大字宝坂字	町大字野沢字三坂	町新郷大字笹川字	町大字野沢字惣七	町大字中山本字小	町大字中山本字小	町大字八槻字豊作	町大字山田字市渡	町大字山田字杉ノ	町大字山田字杉ノ
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

前田1号	前田	自村沢	菅仁沢	マガ沢	熱塩沢	湯上沢	宇津野沢	宇津野	中志田
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市本笑字前田	相馬市本笑字前田	市熱塩加納町熱塩字家ノ	市熱塩加納町熱塩字田仲	市熱塩加納町熱塩字中志	市熱塩加納町熱塩字間々	市熱塩加納町熱塩	市熱塩加納町山田字宇津	市熱塩加納町山田字宇津	市熱塩加納町熱塩字中志
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所にて備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

公 告

公告第四十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十一年一月三十日

氏名又は名称

代表者の氏名

主たる事務所又は事業所の所在地

福島県知事 佐藤雄平

猪狩産業株式会社 伊藤 尚司

田村市船引町今泉字田中八 平成二十一年一月二六日

(税 務 課)

公告第四十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
すいとびー介護ステーション中央台	いわき市中央台飯野四―七―二	日総ニフテイ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜一―四―一 日総工産新横浜ビル	平成二〇年 二月一日	訪問介護
すいとびー介護ステーション勿来	同 市錦町蒲田四四―一	同	同	同	同
すいとびー介護ステーション常磐	同 市常磐上湯長谷町山ノ神前一四―四	同	同	同	同
あいの手訪問介護	同 市平北白土字宮田五―二	有限会社リシクル	福島県いわき市三和町合戸字細戸五八	同	同

ヘルパーステーション・シャローム	須賀川市稲荷町八五―一パ ンション石堂 一〇二	有限会社パブリック	同 県須賀川市森宿字鍛治山八―六	同	同
ナーシングサービスいわき訪問看護ステーション	いわき市平字四軒町二二―二	ナーシングサービスいわき株式会社	同 県いわき市平字四軒町二二―二	同	同
いずみ薬局	双葉郡浪江町権現堂字上蔵 役目一六	泉田恭子	同 県双葉郡浪江町権現堂字上蔵役目一六	同	居宅療養管理指導
すいとびーデイサービスセンター中央台	いわき市中央台飯野四―七―二	日総ニフテイ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜一―四―一 日総工産新横浜ビル	同	通所介護
すいとびーデイサービスセンターひらくぼ	同 市平下平窪字鶯内一〇―一	同	同	同	同
介護サポートセンターさくら	南会津郡南会津町松戸原二二三	株式会社館岩工務所	福島県南会津郡南会津町松戸原二二三	同	福祉用具貸与 特定福祉用具販売
スマイルケアサービス	いわき市内郷内町立町一四―一	株式会社スマイルケアサービス	同 県いわき市内郷高野町番所一―三―四	同	特定福祉用具販売

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日
南東北日和田居宅介護支援センター	郡山市日和田町梅沢字丹波山三―二	社会福祉法人南東北福祉事業団	福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山三―二	平成二〇年十二月一日
すいとぴー介護ステーション中央台	いわき市中央台飯野四―七―二	日総ニフティ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜一―四―一日総工産新横浜ビル	同
すいとぴー介護ステーション勿来	同 市錦町蒲田四四―一	同	同	同
すいとぴー介護ステーション常磐	同 市常磐上湯長谷町山ノ神前一四―四	同	同	同

（高齢福祉課介護保険室）

公告第四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。  
平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	廃止年月日	サービスの種類
--------	---------	--------------------	----------------------------	-------	---------

公告第四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。  
平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

パーソナルケアスタツフ株式会社	いわき市中央台飯野四―七―二	パーソナルケアスタツフ株式会社	福島県いわき市中央台飯野四―七―二	平成二〇年十二月三日	訪問介護
デイサービスセンター中央台	同	同	同	同	通所介護
パーソナルケアスタツフ勿来	同 市錦町蒲田四四―一	同	同	同	訪問介護
パーソナルケアスタツフ常磐	同 市常磐上湯長谷町山ノ神前一四―四	同	同	同	同
パーソナルケアスタツフ平窪	同 市平下平窪字鶯内一〇―一―一	同	同	同	同
デイサービスセンターひらくぼ	同	同	同	同	通所介護
会津いいで農業協同組合ふれ愛センター	喜多方市岩月町喜多方字瀨の下一七一―四	会津いいで農業協同組合	同 県喜多方市豊川町米室字二本杉四九八四―一	平成二〇年十二月一日	福祉用具貸与 特定福祉用具販売

（高齢福祉課介護保険室）

公告第四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。  
平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
パーソナルケア スタッフ株式会社	いわき市中央台 飯野四―七―二	パーソナルケ アスタッフ株 式会社	福島県いわき市 中央台飯野四― 七―二	平成二〇年 一二月三― 日
パーソナルケア スタッフ勿来	同 市錦町蒲 田四四―一	同	同	同
パーソナルケア スタッフ常磐	同 市常磐上 湯長谷町山ノ神 前一四―四	同	同	同
パーソナルケア スタッフ平窪	同 市平下平 窪字鷺内一〇― 一	同	同	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあっては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあっては、住所)	サービスの種類
福島県厚生農業協同組合連合会ば んげ訪問看護ステーション	河沼郡会津坂 下町字逆水一 八五六	河沼郡会津坂 下町字逆水五	福島県厚生 農業協同組 合連合会	福島県福島 市飯坂町平 野三枚長一 ―一	訪問看護

株式会社同 仁社ヘルス ケア事業部 郡山営業所	郡山市田村町 金屋字下夕川 原三	郡山市田村町 金屋字新家七 〇―一	株式会社同 仁社	同 県同 市松浪町四 ―二三	福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売
泉ヘルパー ステーション	いわき市泉町 字小山二一〇 ―五六	いわき市泉も えぎ台二一― 七―一四	有限会社ケ アホームあ ゆみ	同 県いわ き市田人町 黒田字塩ノ 本二二―二	訪問介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の 事業所の 名称	変更後の 事業所の 名称	変更前の 事業所の 所在地	変更後の 事業所の 所在地	事業者の 名称(個 人にあっ ては、氏 名)	事業者の 主たる事 務所の所 在地(個 人にあっ ては、住 所)	サービスの 種類の 種類
デイサー ビスセン ターすず らんのい え	デイサー ビスセン ター葉王 黄金湯パ レス	郡山市安積 町成田字車 川原三六	郡山市安積 町成田字車 川原三七	株式会社 庄屋医清 右衛門	福島県郡 山市安積 町笹川字 西長久保 一一九― 一六	通所介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第五十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
坂下厚生総合病院居宅介護支援事業所	河沼郡会津坂下町字逆水一八五六	河沼郡会津坂下町字逆水五〇	福島県厚生農業協同組合連合会	福島県福島市飯坂町平野三枚長一―一

(高齢福祉課介護保険室)

公告第五十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
すいとびー介護ステーション中央台	いわき市中央台飯野四―七―二	日総ニフテイ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜一―四―一日総工産新横浜ビル	平成二〇年十二月一日	介護予防訪問介護
すいとびー介護ステーション勿来	同 市錦町蒲田四四―一	同	同	同	同
すいとびー介護ステーション常磐	同 市常磐上湯長谷町山ノ神前一四―四	同	同	同	同

あいの手訪問介護 同 市平北白土字宮田五―二 有限会社リシクル 福島県いわき市三和町合戸字細戸五八 同

ヘルパーステーション・シャローム 須賀川市稲荷町八五―一パシオン石堂一〇二 有限会社パブリック 同 県須賀川市森宿字鍛治山八―六 同

ナーシングサービスいわき訪問看護ステーション 同 市平字四軒町二二 同 県いわき市平字四軒町二二―二二 同 市平字四軒町二二―二二 同

いずみ薬局 双葉郡浪江町権現堂字上蔵役目一六 泉田恭子 同 県双葉郡浪江町権現堂字上蔵役目一六 同 介護予防居宅療養管理指導

すいとびーデイサービスセンター中央台 同 市平下平窪字鶯内一〇―一 日総ニフテイ株式会社 同 同 同 同 同 介護予防通所介護

医療生協デイサービスセンター岡小名 同 市小名浜岡小名字山ノ神四合 同 同 同 同 同 同

介護サポーターセンター さくら 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同

公告第五十二号  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

（高齢福祉課介護保険室）

スマイルケアサービス	いわき市内郷内町立町一四一	株式会社スマイルケアサービス	同 県いわき市内郷高野町番所一三―四	同	特定介護予防福祉用具販売
------------	---------------	----------------	--------------------	---	--------------

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	廃止年月日	サービスの種類
パーソナルケアスタフ株式会社	いわき市中央台飯野四―七二	パーソナルケアスタフ株式会社	福島県いわき市中央台飯野四―七―二	平成二〇年十二月二二日	介護予防訪問介護
デイサービスセンター中央台	同	同	同	同	介護予防通所介護
パーソナルケアスタフ勿来	同 市錦町蒲田四四―一	同	同	同	介護予防訪問介護
パーソナルケアスタフ常磐	同 市常磐上湯長谷町山ノ神前一四―	同	同	同	介護予防

パーソナルケアスタフ平窪	同 市平下平窪字鶯内一〇―一―	同	同	同	同
デイサービスセンターひらくぼ	同	同	同	同	介護予防通所介護
会津いいで農業協同組合ふれ愛センター	喜多方市岩月町喜多方字湊の下一七一―四	会津いいで農業協同組合	同 県喜多方市豊川町米室字三本杉四九八四―一	平成二〇年二月一日	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

（高齢福祉課介護保険室）

公告第五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類
福島県厚生農業協同組合連合会ばらんげ訪問看護ステーション	河沼郡会津坂下町字逆水一八五六	河沼郡会津坂下町字逆水五〇	福島県厚生農業協同組合連合会	福島県福島市飯坂町平野三枚長一―	介護予防訪問看護
株式会社同	郡山市田村町	郡山市田村町	株式会社同	同 県同	介護予防



仁社ヘルス ケア事業部 郡山営業所	金屋字下夕川 原三	金屋字新家七 〇一一	仁社	市松浪町四 一三三	福祉用具 貸与 特定介護 予防福祉 用具販売
泉ヘルパー ステーション	いわき市泉町 字小山一〇 一五六	いわき市泉も えぎ台二一一 七一四	有限会社ケ アホームあ ゆみ	同 県いわ き市田人町 黒田字塩ノ 本二二二	介護予防 訪問介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第五十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の 事業所の 名称	変更後の 事業所の 名称	変更前の 事業所の 所在地	変更後の 事業所の 所在地	事業者の 名称(個 人にあっ ては、氏 名)	事業者の 主たる事 務所の所 在地(個 人にあっ ては、住 所)	サービ スの種 類
デイサー ビスセン ターすず らんのい え	デイサー ビスセン ター薬王 黄金湯パ レス	郡山市安積 町成田字車 川原三六	郡山市安積 町成田字車 川原三七	株式会社 庄屋医清 右衛門	福島県郡 山市安積 町笹川字 西長久保 一一九一 一六	介護予防 通所介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第五十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、

次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所 の名称	変更前の事 業所の所在 地	変更後の事 業所の所在 地	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	サービ スの種 類	サービ スの主 たる対 象者
ヘルパ ーステ ーション ンこも れび	福島市泉字 曲松二一 二曲松ハイ ツ二〇六	福島市五月 町一一一三	特定非 営利活 動法人 いわき 自立生 活セン ター	いわき市平 研町一	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

(障がい福祉課)

公告第五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称	西会津町土地改良区
退任した役員	氏名 住所
役別	理事 薄 友喜 耶麻郡西会津町野沢字上原乙二三八一番地六

(農村計画課)

公告第五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称	会津若松市湊土地改良区
退任した役員	

役別	氏名	住所
理事	長谷川道吉	会津若松市湊町大字赤井字赤井三三〇番地
同	堀内 治	市湊町大字共和字上馬渡二一七番地
同	新田 繁	市湊町大字赤井字四ッ谷三〇二番地
同	渡部 紀夫	市湊町大字静潟字前田一九〇番地
同	小檜山春男	市湊町大字共和字西田面四四五番地
同	三浦 佐吉	市河東町八田字東箕輪一〇四番地
同	阿部 春雄	市湊町大字静潟字中田八番地
同	佐藤 青龍	市湊町大字原字新橋一四三番地
同	小川 右善	市湊町大字原字新橋一四四番地
同	佐藤 幸一	市湊町大字平潟字東田面九四番地
同	中島 武三	市湊町大字平潟字経沢七九番地
同	渡部 義樹	市湊町大字共和字熊野鼻三二番地
同	渡部 守	市湊町大字赤井字笹山原四三七番地
同	齋藤 茂	市湊町大字平潟字堰場一一番地
就任した役員		
氏名	住所	
理事	長谷川道吉	会津若松市湊町大字赤井字赤井三三〇番地
同	堀内 治	市湊町大字共和字上馬渡二一七番地
同	渡部 紀夫	市湊町大字静潟字前田一九〇番地
同	中島 武三	市湊町大字平潟字経沢七九番地
同	佐藤 青龍	市湊町大字原字新橋一四三番地
同	小川 右善	市湊町大字原字新橋一一四番地
同	佐々木徳男	市河東町八田字下ノ家四二二番地
同	佐藤 憲一	市湊町大字赤井字笹山原三二番地
同	齋藤 誠	市湊町大字共和字東原九〇番地
同	相原 幸照	市湊町大字平潟字東田面六八番地
同	矢尾板 健	市湊町大字静潟字鶴ノ浦一〇二番地
同	山本 正治	市湊町大字静潟字打越一八二番地
同	岡島 昭夫	市湊町大字共和字西田面三六八番地
同	渡部 邦廣	市湊町大字赤井字屋敷二四番地の一

(農村計画課)

公告第五十八号

県有財産の売払について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和二十九年福島県規則第十七号）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十一年一月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

入札に付する財産  
土地

所 在 地	地 目 等	積 (m)
1 いわき市四倉町字東三丁目一四二番一	雜種地	二三九・一九
2 いわき市四倉町字東三丁目一四二番二	雜種地	一一七・三九
3 いわき市四倉町字東三丁目一四二番三	雜種地	一一二・八八
4 いわき市四倉町字東三丁目一四二番四	雜種地	二九二・六九
5 いわき市四倉町字東三丁目一四三番一	雜種地	二二五・〇六
6 いわき市四倉町字東三丁目一四三番二	雜種地	五七六・四一
7 いわき市四倉町字東三丁目一四三番三	雜種地	二八二・〇八
8 いわき市四倉町字東三丁目一四三番四	雜種地	二八七・五七
9 いわき市四倉町字東三丁目一四三番五	雜種地	七一四・七四
10 いわき市四倉町字東三丁目一四四番一	雜種地	二六四・〇三
11 いわき市四倉町字東三丁目一四四番二	雜種地	一、〇一一・七五
12 いわき市四倉町字東三丁目一四八番一	雜種地	二〇三・六一
13 いわき市四倉町字東三丁目一四八番二	雜種地	三三八・〇九

二 予定価格

- 一の1の物件 二、八七〇、二八〇円
- 一の2の物件 一、四〇八、六八〇円
- 一の3の物件 一、三五四、五六〇円
- 一の4の物件 三、五一二、二八〇円
- 一の5の物件 二、七〇〇、七二〇円
- 一の6の物件 六、九一六、九二〇円
- 一の7の物件 三、三八四、九六〇円



十 い。  
入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金

- (一) 入札金額の百分の三以上の額を現金又は小切手（指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により納付すること。
- (二) 入札保証金を返還する場合は、利息は付さない。
- (三) 落札者が落札の日から十四日以内に契約しないときは、入札保証金は福島県に帰属する。

2 契約保証金 落札者は、契約の締結の時までに、契約代金の額の百分の五以上の額を現金又は小切手（指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により納付すること。

十一 入札の無効  
入札に参加する資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

十二 契約の締結  
落札者は、落札の日から十四日以内に契約を締結しなければならない。

十三 その他  
その他不明な点については、五の1の(二)に掲げる場所に照会すること。  
(土木総務課用地室)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十一年一月十三日付け定例第二千四十六号中

一八	上	一一二	木伏字水根沢前四七九番地	水根沢字居平一七九番地
		後ろか ら一四	一	